

～身に付けよう 心の身だしなみ～

障がいを理解するためのガイドブック



©大館市

大館市



共に生きる社会をつくるために

～身に付けよう 心の身だしなみ～

障がいを正しく理解しよう

- 障がいは誰にでも生じる可能性のある身近なもの。
- 障がいは多種多様で同じ障がいでも症状や程度は違う。
- 外見だけではわからない障がいもある。
- 周囲の理解やサポートがあれば、障がいがあってもできることが多い。

次へ  ステップ

日常生活や事業活動の中での配慮や工夫をしよう

- 困っている人をみかけたら、「何かお困りですか」と声をかけて必要なサポートをしよう。
- 商品やサービスを提供するときは、どのような配慮が必要か聞いてみよう。
- 「障がいがあるから」と決めつけず、その人の個性や能力を活用することを一緒に考えよう。

次へ  ステップ

共生社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し、
支え合う社会をつくりましょう！

○『障害』と『障がい』の表記について

『障害』の『害』の字には、「悪くすること」、「そこなうこと」など否定的でマイナスのイメージがあるため、『害』の字については可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国や県が定めた法律の用語や団体などの固有名詞については、元の表記に合わせて『障害』と漢字表記にしているため、本ガイドブックでは『障害』と『障がい』の2つの表記が混在しています。



困っている人に出会ったら、 このガイドブックを活用してください。



このガイドブックでは、障がいのある人のサポートに関する知識を紹介しています。困っている人に出会ったとき、「声をかけてもいいのかな」「手助けしたら迷惑かな」「どのようにサポートしたらいいんだろう」など、戸惑いながら通り過ぎてしまった経験はありませんか。障がいの有無にかかわらず、私たちが「一緒にできること」を学び、地域社会全体で障がいがある人を支えるきっかけとして、このガイドブックをお役立てください。

【目次】

1	障がい者マーク紹介	2
2	障がいの内容や特徴	
	・ 肢体不自由	5
	・ 視覚障がい	6
	・ 聴覚障がい	9
	・ 内部障がい	12
	・ 知的障がい	14
	・ 精神障がい	15
	・ 高次脳機能障がい	17
	・ 発達障がい	19
3	障害者手帳	21
4	権利擁護と成年後見制度	22
5	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	24
6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	26
7	大館市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	27
8	相談先（大館市基幹相談支援センターほか）	28
9	大館市内の利用できる障害福祉サービスと事業所一覧	33



©大館市

1. 障がい者マーク紹介

障がい者マークを見かけた場合には、障がいがある人の利用への配慮とご協力をお願いします。

●障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

●盲人のための国際シンボルマーク



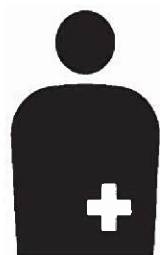
世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

●耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上での不安が少なくありません。

●オストメイトマーク



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人のことをいいます。このマークは、オストメイト対応のトイレがあること及びオストメイトであることを表しています。

●ハートプラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸器機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人は外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの人の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話の使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースを利用したいなどを希望していることがあります。

●身体障がい者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●聴覚障がい者標識



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。

障がい者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している、または障害者雇用を始めようという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する人に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

1. 障がい者マーク紹介

●ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または発達障害の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲へ配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に付けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば言葉をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

●ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設も、身体障がいのある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

補助犬はペットではありません。身体障がいがある人の体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練されており、衛生面もきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても、さらに援助が必要な場合もありますので、困っている様子を見かけたら、積極的に言葉かけをお願いします。

《補助犬の種類》



盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。胴体にハーネスを付けているのが特徴です。



介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。着替えも手伝います。



聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。

2. 障がいの内容や特徴

肢体不自由



肢体不自由とは？

肢体不自由とは、手や足などの身体の一部、または全部に障がいがあることをいいます。生まれたときからその障がいがある人もいれば、事故や病気で障がいをもってしまう人もいます。脳性まひがある人は、手足が動かしづらくなったり、意思と関係なく手足が動いてしまうなどの特徴があります。また、言語障がいがある場合、自分の意思を伝えることが難しく、コミュニケーションを必要とする場合は誤解をまねくこともあります。

このように身体に障がいがある人の多くは、地域社会で生活を送るためにさまざまな支援を必要としています。

コミュニケーションのポイント



こんなことで困っています

- 階段や段差がある場所などで、移動が難しい…。
- 車椅子に乗っているときに、高いところのものを取ったり、床に落ちたものを拾いたいけど難しい…。
- まひの影響で、会話が難しい…。
- 脊髄せきずいのけがなどで、体温調節が難しい…。



サポートのポイント



- 適切なサポートにつなげられるように、相手にどのような障がい、不自由があるのかをまずは理解しましょう。
- サポートする前にまず言葉をかけ、相手がどのような支援を必要としているのか確認しましょう。
- サポートするときは一人で無理をせず、必要に応じて周囲の協力を求めましょう。
- 会話が難しい人には、話の内容を一区切りずつ確認しながら聞きましょう。話が伝わりにくい場合は図や絵、ジェスチャーなどを活用するとわかりやすいです。
- 体温調節が難しい人には、本人の意向を確認しながら部屋の温度調節をお願いします。



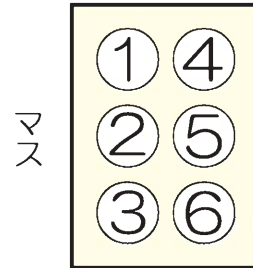
点字について

●点字とは？

点字とは目が見えない人が指で触って読む文字です。それに対し、私達が目で読んでいる文字を「墨字」といいます。

●点字のしくみ

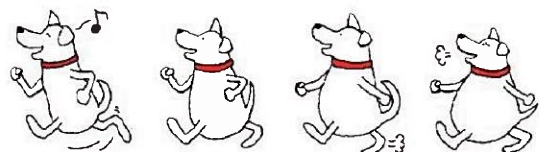
点字の単位を「マス」といいます。
一マスは縦3点、横2点の6点でできています。



●点字一覧表 (凸面) (読み方)

五十音

● — — — — — ア	● — ● — — — イ	● ● — — — — ウ	● ● ● — — — エ	— ● ● — — — オ	● — — ● ● ● マ	● — ● ● ● ● ミ	● ● — ● ● ● ム	● ● ● ● ● ● メ	— ● ● ● ● ● モ
● — — ● — ● カ	● — ● — — ● キ	● ● — ● — ● ク	● ● ● — — ● ケ	— ● ● — — ● コ	— ● — — ● — ヤ		— ● — — ● ● ユ		— ● — ● ● — ヨ
● — — ● — ● サ	● — ● ● — ● シ	● ● — ● — ● ス	● ● ● ● — ● セ	— ● ● ● — ● ソ	● — — ● — — ラ	● — ● ● — — リ	● ● — ● — — ル	● ● ● ● — — レ	— ● ● ● — — □
● — — ● ● — タ	● — ● ● ● — チ	● ● — ● ● — ツ	● ● ● ● — ● テ	— ● ● ● ● — ト	— — — — ● — ワ				— — — ● ● — ヲ
● — — — ● — ナ	● — ● — ● — ニ	● ● — — ● — ヌ	● ● ● — ● — ネ	— ● ● — ● — ノ	— — — ● ● ● ン		— — ● — — — ッ		— — ● ● — — ー
● — — — ● ● ハ	● — ● — ● ● ヒ	● ● — — ● ● フ	● ● ● — ● ● ヘ	— ● ● — ● ● ホ					



コミュニケーションのポイント



こんなことで困っています

- 音声や手で触れることで情報を得ているので、音が聞こえなかったり、手で触れることができないと困る…。
- 一人で慣れない場所を移動することは難しい…。
- 文書を読むことや、書類に記入することが難しい…。
- 「電車やバスに乗りたいのに取り残されてしまった」「横断歩道を渡りたいけどタイミングがわからない」など、周囲の状況がわかりづらいので、自分から助けを求めることが難しい…。



サポートのポイント



- 助けを求められるのを待たず、「お手伝いしましょうか？」など、こちらから声をかけてみましょう（声をかけるときは名乗ってもらえると安心します）。
- 「あちら」「こちら」「これ」「それ」といった表現ではなく、実際の方向、長さ、大きさなどを具体的に説明しましょう。
- 誘導するときはいきなり体に触れたりせず、どのように誘導したら良いか尋ねましょう（基本は援助者が前に立ち、相手にこちらの肩や腕につかまってもらい、歩く速度を相手のペースに合わせましょう）。
- 駅のホームやバス停では、乗り物が到着したら「乗りますか？」と確認をしてから誘導しましょう。





ちょうかくしょう

聴覚障がい



聴覚障がいとは？

聴覚障がいのある人の聞こえ方は「全く聞こえない」「わずかに聞こえる」「雑音が混じる」などさまざまで、話し方や外見ではわかりにくいことがあります。また、生まれたときから聞こえないため言語障がいを伴う人もいれば、言語障がいを伴わない人もいます。

コミュニケーションの方法

- 手話：手や体の動き、表情や動作などで表現する方法です。
- 読話：口の動きや会話の前後関係から内容を推測する方法です。
- 筆談：伝えたいことを文字や図に書いてやりとりする方法です。
- 補聴器：聴覚障がいの人の聴力を活用しコミュニケーションをとる方法です。
- 空書：空間に文字を書く方法です。



コミュニケーションのポイント



こんなことで困っています

- アナウンスやインターホン、電話の音、言葉をかけられていることに気付くのが難しい…。
- 音を大きくすれば聞き取れると思われることがある…。
- 手話を使えばコミュニケーションがとれると思われることがある…。



サポートのポイント

- 緊急時のアナウンスは、筆談や電光掲示板を見るように言葉をかけるなど、目で見てわかるように伝えてもらえるとうわかりやすいです。
- 大声で話すと逆に聞きとりにくくなることもあるので、普通の声でゆっくり、はっきりと言葉を区切りながら話しましょう。また、マスクをつけていると口の動きがわからないため、マスクは外して口の動きを見せて話しましょう。
- 聴覚障がい者一人ひとり、コミュニケーション方法が異なります。どのような方法でコミュニケーションをとればよいか尋ねてください。

手話をつかってみよう!

提供：郡山市障がい福祉課

✿あいさつ編



おはよう

こんにちは

こんばんは



ありがとう

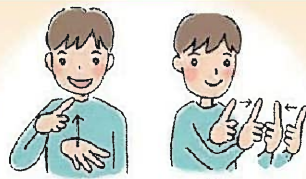
すみません

おつかれさま

✿自己紹介編

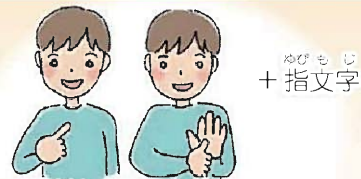
はじめまして

わたしの ^{なまえ}名前は〇〇です



【はじめて】

【会う】



【私】

【名前】

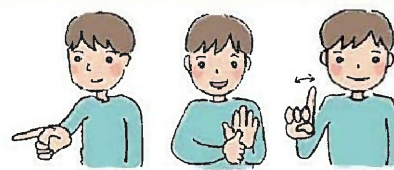
^{ねが}よろしくお願ひします

^{なまえ}あなたの名前は何かですか



【よろしく】

【お願ひします】



【あなた】

【名前】

【何?】

🌸 家族紹介編

私の家族は5人です



わたし
【私】



かぞく
【家族】



にん
【5人】

祖母 父 母 妹 私



そぼ
【祖母】



ちち
【父】



はは
【母】



いもうと
【妹】

+ わたし
【私】

🌸 緊急・災害時編



たす
助ける



たす
助けて



いく
行く



くる
来る



じしん
地震



かじ
火事



たいふう
台風



きゅうきゅうしゃ
救急車



しょうぼうしゃ
消防車



けいさつ
警察



はる
あたたかい(春)



あつ
あつ(夏)



すず
すず(秋)



さむい
さむい(冬)

🌸 お知らせ

2年ごとに手話奉仕員養成講座を開催しています。『広報おおだて』で受講者を募集いたしますので、ふるってご参加ください！



ないぶしょう

内部障がい



内部障がいとは？

内部障がいとは、身体の内部に障がいがあることをいいます。外見からはわかりにくいですが、疲れやすかったり、携帯電話の電波が悪影響となったり、トイレに不自由したり、タバコの煙で苦しくなるなど、周囲の方の理解と配慮を必要とする障がいです。

心臓機能障がい

全身に必要な血液を送る役割をはたす心臓の機能が、病気により低下した状態のことです。心臓の収縮リズムが不規則な人の中には、ペースメーカーという医療機器を胸部に埋め込んでいる人もいます。

腎臓機能障がい

病気により腎臓の働きが悪くなり、身体に有害な老廃物や水分を排泄できなくなり、不要な物質が体内に蓄積してしまう状態のことです。不要物を取り除く人工透析治療を定期的に受ける必要がある人もいます。

膀胱・直腸機能障がい

尿をためる膀胱や便をためる直腸が病気のため機能が低下、または機能を失った状態のことです。排泄物を体外に排泄するための、人工肛門・人工膀胱を造設する人（オストメイト）もいます。



小腸機能障がい

小腸の広範囲に及ぶ切除や病気によって、小腸の機能が不十分になった状態のことです。消化吸収がうまくできず、経口摂取（口から食事を摂ること）では栄養を維持することが難しいため、他の方法で栄養を摂る必要があります。

呼吸器機能障がい

肺の機能が低下したことにより、酸素と二酸化炭素の交換がうまくできなくなる状態のことです。酸素を吸入するために、酸素ポンペを携帯している人もいます。

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障がい

HIVウイルスの感染により免疫機能が低下する障がいです。免疫機能の低下により、発熱、下痢、体重減少、全身倦怠感などが現れます。特定の病状が現れたとき、エイズの発症となります。免疫機能が低下すると通常では問題にならないような弱い病原体によってさまざまな感染症等が起こりやすくなります。

コミュニケーションのポイント



こんなことで困っています

- ストーマ袋（人工肛門・人工膀胱から排出された排泄物をためておく袋）の処理を行えるトイレ設備がない…。
- 近くでタバコを吸う人がいる…。
- 風邪を引いている人が近くにいる…。



サポートのポイント

- オストメイトはトイレの際に排泄物の処理の他、場合によっては腹部や衣服を洗う必要があります。オストメイト対応トイレが設置されていない場合は、なるべく広めの洋式トイレへと案内してください。
- 呼吸器機能障がいにより酸素ポンペを携帯している人がいますが、酸素は物を燃やしやすくするので火を近づけると顔に大やけどを負ってしまうかもしれません。酸素ポンペを使っている人の近くでタバコを吸わないようにしましょう。
- 内部障がいのある人は、細菌やウイルスに感染しやすいため、風邪を引いているときはうつさないようにマスクをするなどの配慮をしましょう。



ち て き し ょ う
知的障がい

知的障がいとは？

知的障がいは、何らかの原因により知的機能の発達の遅れや、社会生活への適応が難しくなります。特徴として、複雑なことや抽象的な事柄の理解や判断、おつりのやりとりなどの計算、漢字の読み書き、自分の考えや気持ちを伝えること、状況を判断して予想することが苦手であることなどが挙げられます。特徴の現れ方には個人差が大きく、重度の障がいがある人は同伴者が必要なこともありますが、軽度の場合は社会に出て働いている人も多くいます。

コミュニケーションのポイント



こんなことで困っています

- 障がいが軽度なので、外見や少し話をしただけでは障がいがあることをわかってもらえない…。
- 支援者の意見や考えを押しつけないでほしい…。一人前の人間として扱ってほしい…。
- 学習に時間がかかることをわかってほしい…。



サポートのポイント



- わかっているように見えていても、実際には話の内容を理解できていないことがあります。会話をするときには本人が理解できているかを確認しながら、「ゆっくり」「はっきり」「ていねいに」「繰り返し」を心がけましょう。
- 本人ができないものと決めつけず、まずは話しかけ、本人は何がしたいのか、考えを確認しましょう。障がいがあっても、成人している人に対しては子ども扱いせず、一人前の大人として接しましょう。
- 仕事や勉強を覚えても、時間が経つとやり方を忘れてたり、指示を受けたこと全てに取り組むことが難しいことがあります。意欲がないわけでも、反抗的になっているわけでもありません。一つひとつ、絵や図などを用い具体的に説明しながら確認し、また次の指示を出すとうわりやすいです。





《うつ病》

下記のような症状がほとんど1日中ほぼ毎日、2週間以上続き、仕事や日常生活に困りごとが出てきてしまうようであればうつ病のサインかもしれません。

●身体症状

睡眠障害、食欲の減退、疲労感、動悸、息苦しさ、口の渇き、体の重さや痛みなど

●心の症状

抑うつ気分、不安、焦り、遠くへ行きたい・消えてしまいたいなど考える、興味または喜びの喪失、意欲の低下、何をするにも億劫に感じる、自分を責める気持ちになる、会話や本などの内容が頭に入っていないなど

うつ病は、脳の働きに何らかの問題が起きた状態であると考えられています。患者数は近年増加しおよそ73万人にのぼり、16人に1人が生涯にうつ病を経験しているとも推定されており、うつ病は誰にとっても身近な病気であるといえます。

過剰な励ましや心配は避け、本人のペースを大切にしましょう。元気がない状態を見ると、つい励ましたくなるかもしれませんが、こういった配慮に対してストレスを感じてしまうことがあります。また、「たまには気分転換でも…」と行って外出に誘いたくなるかもしれませんが、これがかえって本人を疲れさせる原因にもなります。本人がゆっくり休めるよう、まずは環境を整えてあげましょう。また、本人へのケアで周囲の人が心身ともに疲れてしまわないよう、リラックスできる方法を見つけましょう。



《双極性障害》

●躁状態とは

眠らなくても活発に活動する、次々にアイデアが浮かぶ、自分が偉大な人間だと感じられる、大きな買い物やギャンブルなどで散財するなどの状態

双極性障害は、ハイテンションで活動的な躁状態と、憂うつで無気力なうつ状態（上記参照）を繰り返す病気です。躁状態はとても気分が良いので、本人に病気の自覚がありません。うつ状態のときは重苦しい気分押しつぶされそうになりますが、さらに躁状態のときの自己嫌悪も加わり、ますます辛い気持ちになってしまいます。

躁状態のときの本人の言動は病気によるものです。周囲の人は感情的にならずに接しましょう。躁状態のときに購入してしまった高価な物や高額のローン契約については契約を無効（クーリングオフ）にできる場合がありますので、なるべく早く消費生活センターなどに相談してみましょう。双極性障害は治療せずに放置していると再発の間隔が短くなっていくため、再発の兆候が見られた場合は医療機関に相談することが大切です。



こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい

●●●●●●●●●● 高次脳機能障がいとは? ●●●●●●●●●●

高次脳機能障がいとは、脳卒中や事故などをきっかけとして脳の機能が著しく障害を受けることにより、さまざまな状態を引き起こすことを指します。外見ではわかりにくいのですが、例えば、ものを覚える、気持ちを抑える、目的をもってものごとを遂行することなどが行えなくなってしまう状態です。障がいの程度によっては本人も家族も障がいに気づかず、周りからの理解を得ることや日常生活を送ることが難しくなる場合があります。

●●●●●●●●●● 主な症状コミュニケーションのポイント ●●●●●●●●●●

●記憶障がい

物事を思い出せなくなったり、新しい経験や情報を覚えられなくなった状態をいいます。



こんなことで困っています

- 人の名前や顔が覚えられない…。
- 今日の日付がわからない…。
- 道に迷う…。
- 約束や予定を忘れる…。



サポートのポイント

- 説明は短く、簡潔にしましょう。また、大事なことはメモに書いて渡す、必要に応じて図式化すると効果的です。メモを見ることで、忘れてしまったことを思い出す手がかりにもなるので、普段からメモを活用できると良いでしょう。
- チェックリストやアラーム、タイマー等を使うと、約束を思い出せるきっかけづくりになります。

●注意障がい

必要なものに注意を向けたり、重要なものに意識を集中させることがうまくできなくなった状態をいいます。



こんなことで困っています

- 気が散りやすい…。
- 同時にいくつものことができない…。
- 単純な作業でもミスが多い…。



サポートのポイント

- 同時に複数の仕事に取り組んでもらうのではなく、集中できるよう静かな環境で一つひとつ確実に仕事をこなせるように配慮しましょう。
- 注意事項を紙に書いて、目につく場所に貼っておくとわかりやすいです。

2. 障がいの内容や特徴

● 遂行機能障がい

物事を論理的に考えて計画したり、問題を解決し行動するといったことができない状態をいいます。



こんなことで困っています

- 見通しを自分で立てられない…。
- 一つひとつ指示がないと行動できない…。
- 優先順位をつけて、効率よく仕事ができない…。



サポートのポイント



- 伝達内容の要点を具体的に、また段階的に伝えてください。
- 行動する内容を、事前に本人に言葉に出して確認してもらい、また手順を書いてもらうと行動がスムーズに行いやすいです。

● 社会的行動障がい

行動や感情を状況に合わせてコントロールすることができなくなった状態をいいます。



こんなことで困っています

- 感情のコントロールがうまくいかない…。
- 周囲の状況に関心になる…。
- 些細なことにこだわる…。



サポートのポイント

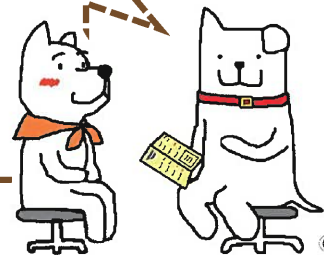


- 説教をしたり、プライドを傷つけるような言い方をすると興奮してしまうことがあるので、相手を認める言葉かけを心がけましょう。また、話題を変えたり、場所を変えたりすることは気持ちを落ち着かせることに効果的です。

共通の対応として、

- ・ ゆっくり話しかける。
- ・ できるだけ静かな、刺激（物音や人）の少ない場所で対応する。
- ・ 情報（何時に何があるのか、今どのような状態なのか）を正確に伝達できるように、短い文章で説明する。
- ・ 支援者間で引き継ぎを行い、共通の対応をする。

という環境調整が本人の安心感につながります。



©大館市

発達障がい

発達障がいとは?

発達障がいとは、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいです。幼児のうちから症状が現れ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。発達障がいのある人はコミュニケーションをとることや対人関係をつくるのが苦手です。それゆえに「自分勝手」「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。本人も、成長するにつれ、自分自身のもつ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることもあるかもしれません。それが、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障がいによるものだと理解すれば、周囲の人の接し方も変わってくると考えられます。

発達障がいについて、その特性を本人や家族・周囲の人がよく理解し、その人に合ったやり方で日常的な暮らしや学校や職場での過ごし方を工夫することができれば、もっている本来の力がしっかり生かされるようになります。

発達障がいのタイプ

●自閉症スペクトラム障がい (ASD)

(自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がいが含まれます。)

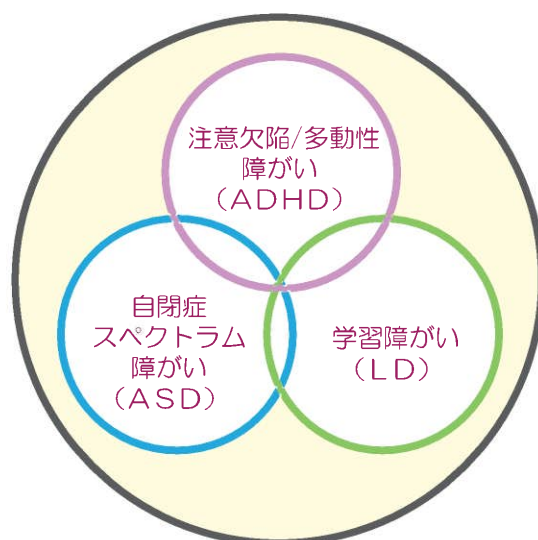
対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り(こだわり)の3つの特徴が現れます。

●注意欠陥/多動性障がい (ADHD)

発達年齢に見合わない注意力、または衝動性、多動性を特徴とします。(落ち着きがない、忘れ物が多い、字が乱れる、片付けられない等)

●学習障がい (LD)

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用が難しいとされています。



発達障がい

コミュニケーションのポイント



こんなことで困っています

- 外見からはわかりにくいので、周囲から障がいを理解されにくい…。
- 相手の表情やその場の雰囲気を読み取ることが苦手…。
- 年齢相応の社会性が身に付いていないことがある…。
- 長時間じっとしていることが苦手…。
- 勉強が苦手…。



サポートのポイント



- 会話をするときには、本人が理解できているかを確認し、「ゆっくり」「はっきり」「ていねいに」「繰り返し」話しましょう。
- 複雑で遠回しな印象になる言い方はせず、できるだけ短い言葉や文章で簡潔に説明しましょう。下記のコミュニケーション支援ボードを活用することも一つの方法です。
- 長時間集中できない場合は、タイマーやスケジュールを活用したり、こまめに休憩を挟むことで、メリハリをつけることが効果的です。
- 読むことが難しいときは、文章を指でなぞりながら読む、書くことが難しいときはマス目のあるノートを使う、計算が難しいときは絵にしてイメージがわかりやすいようにするなど本人にとってわかりやすい方法を一緒に考えましょう。

同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人同士でも全く似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が、発達障がいの特徴といえるかもしれません。



©大館市

コミュニケーション支援ボードとは

コミュニケーション支援ボードとは、話し言葉によるコミュニケーションに障がいがある人が使いやすいよう作成されたものです。イラストに加えて、簡単な言葉が記載されているため、イラストを指さして使用することでお互いの意思を伝え合うことができます。障がいのある人だけでなく、話し言葉にバリアのある外国人や高齢者、病気療養中の人、幼児などにも幅広く活用されています。



3. 障害者手帳

身体障害者手帳

身体に疾病などがあり、日常生活の場で障がいがある人に交付される手帳です。身体障害者福祉法に基づき、身体障がいのある人の自立や社会活動の参加を促し、支援することを目的としています。

交付対象

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）、内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓）

程度区分

1級から6級の等級が定められています。

療育手帳

知的障がいがある人に交付される手帳です。住んでいる地域によって「愛の手帳」（東京都）、「愛護手帳」（青森県）と名称がいろいろあります。

交付対象

児童相談所または知的障害者更生相談所により、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じていると判定された人

程度区分

A（重度・最重度）または、B（中度・軽度）

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患および発達障がいがあるために生活に支障がある人が取得できます。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

交付対象

統合失調症、うつ病・双極性障害などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次脳機能障害、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）、およびその他の精神疾患（ストレス関連障害等）

程度区分

1級から3級まで定められています。

4. 権利擁護と成年後見制度

権利擁護とは？

「安心して自分らしく暮らす権利を守る」という意味です。

たとえば、認知症高齢者や障がい者など、自分の権利を表明することが困難な人たちの代わりに権利を表明することです。人権をはじめとしたさまざまな権利を保護するなど、本人に代わってその財産を適切に管理します。

権利擁護事業とは

近年は、高齢者や障がい者を狙った悪質な訪問販売や住宅改修が後をたちません。また、認知症等になり自分の財産を管理するのが難しくなる場合もあります。さらに障がい者虐待や介護心中など、介護を頑張りがすぎたことが招く悲しい事件もあります。

このような、安心して暮らすことが脅かされる事態に向けて具体的に援助をする事業です。



©大館市

主な権利擁護事業の実施主体

●地域包括支援センター <権利擁護事業>

権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。事業内容としては、高齢者虐待、障害者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く状況にある人への支援などがあります。

●社会福祉協議会 <日常生活自立支援事業>

認知症高齢者や障がいのある人を対象として福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れなどを公的な制度でお手伝いする事業です。平成19年度に地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業へと名称が変わりました。

成年後見制度とは？

知的障がいや精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人を保護するための制度です。成年後見人の役割は、本人の状況に配慮しながら、必要な代理行為を行ったり、財産を適正に管理したりすることです。

利用の仕方

成年後見制度は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に後見（保佐・補助）開始の申立てをし、後見人が選任されることによって利用できるようになります。

区分・対象

補 助

一人で判断する能力が不十分な人について、補助人は本人の望む一定のことについて同意したり、補助人の同意を得ずにしてしまった行為を取り消したり、行為そのものを代理することを通じて、本人が日常生活に困らないように配慮します。同意、取消し、代理することができることについては、あらかじめその範囲を定める申立てをする必要があります。

（例）軽度の知的・精神障がいのある人、初期の認知症にある人など、一人で行うことが不可能ではないが、適切に行えない恐れがあり、誰かの援助を受けた方が安心であるというような状態

保 佐

一人で判断する能力が著しく不十分な人について、保佐人は本人の行為に同意したり、取り消したりすることを通じて本人の日常生活に配慮します。また、本人が選んだ一定のことについて家庭裁判所から代理権を与えられることにより、本人に代わって契約を結んだりする権限を持つこともできます。

（例）知的・精神障がいのある人、認知症がある程度進行している人など、日常の買い物等は一人でできるけれども、重要な財産行為を行う際には誰かの支援があった方がよいというような状態

後 見

判断する能力が欠けているのが通常の人について、後見人は幅広い権限を持ち、本人に代わって契約を結んだり、本人の契約を取り消したりすることができます。後見人は本人の財産全体を管理します。

（例）重度の知的障がい・精神障がいのある人、認知症がある人など、日常の買物が全くできないというような状態

5. 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律【障害者虐待防止法】

この法律は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐための法律です。障がいのある人が安心して暮らし、社会参加しやすい環境を整えるようみんなで協力して虐待の防止に取り組みましょう。

この法律で守られる人

<18歳未満の人や障害者手帳を持っていない人も対象になります。>

- 身体障がいのある人
- 知的障がいのある人
- 精神障がいのある人（発達障がいも含まれます）
- そのほかに、心身の機能に障がいや社会的障壁※により、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

※社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念などさまざまなもののことです。

虐待の分類

障害者虐待防止法では、障がいのある人への虐待を次の3種類にわけています。

● 養護者（家族等）による障がい者虐待

障がいのある人の身の回りの世話や金銭管理などを行っている家族や親族、同居人等による虐待のことです。

* 虐待を受けている人が18歳未満の場合は、児童虐待防止法の対象となります。

* 虐待を受けている人が65歳以上の場合は、高齢者虐待防止法の対象となります。

● 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等で働く職員による虐待のことです。

* 虐待を受けている人が、介護保険施設等に入所している場合は、高齢者虐待防止法の対象となります。障害児入所施設等に入所している場合は、児童福祉法の対象となります。

● 使用者による障がい者虐待

障がいのある人を雇っている事業主や上司などによる虐待のことです。

障がい者虐待にあたる行為

■身体的な虐待

障がい者の身体に暴力を加えること

たとえば ●たたく ●殴る ●つねる ●蹴る ●縛る

身体に傷やあざ、やけどのあとがしばしばある。

虐待を疑うサイン

傷やあざができた理由が変化する。
急におびえたり、こわがったりする。



■心理的な虐待

障がい者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

たとえば ●どなる ●ののしる ●悪口をいう ●無視をする

泣き叫ぶなどパニックを起こす。

虐待を疑うサイン

自分で自分を傷つける行為をする。
攻撃的な態度がみられる。

■ネグレクト(放棄・放任)

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること

たとえば ●食事を与えない ●不潔な環境に置く ●医療を受けさせない

虐待を疑うサイン

身体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。

■性的な虐待

障がい者に無理やり(または同意とみせかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること

たとえば ●裸にする ●キスをする ●性交の強要 ●わいせつな話をする

虐待を疑うサイン

人目を避ける、部屋にひとりでいたがる。
肛門や性器からの出血が見られる。

■経済的な虐待

同意なしに障がい者の財産や年金、賃金を使用したり処分すること。また、正当な理由もなく与えないこと

たとえば ●年金や賃金を渡さない ●預貯金を使う ●お金を渡さない

虐待を疑うサイン

日常生活に必要な金銭を渡されていない。
お金を使っている様子が見受けられない。

「おかしいな」
と思ったら相談を

●大館市障害者虐待防止センター

所在地：〒017-8555 大館市字中城20番地

TEL:0186-43-7052 FAX:0186-42-8532 E-mail: sya-fks@city.odate.lg.jp

対応時間：24時間対応 ※平日8時30分～17時15分、休日・夜間は転送で対応

●大館市基幹相談支援センター

所在地：〒017-0897 大館市字三ノ丸103番地4(総合福祉センター2階)

TEL:0186-59-7255 FAX:0186-59-7256 E-mail: odate-kikan@star.ocn.ne.jp

対応時間：24時間対応 ※平日8時30分～17時30分

6. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【障害者差別解消法】

この法律は、行政機関や会社やお店などの民間事業者等を対象とした、障がいのある人に対する差別をなくすためのもので、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的とし、平成28年4月に施行されました。

法律の対象となる方

- 身体障がいのある人
- 知的障がいのある人
- 精神障がい（発達障がいを含みます。）のある人
- その他に心身機能の障がいがある人で、障がい又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

差別解消のためのポイント

● 不当な差別的取り扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの利用を拒否したり、条件をつけたりするような行為をしてはいけません。

<たとえば…>

- ・ 正当な理由なく、車椅子での入店を断る。
- ・ 視覚障がいがある人が参加する会議で、文字だけの会議資料しか準備していない。
- ・ 補助犬を連れていることで入店を断る。

● 合理的配慮の提供

合理的配慮の提供とは、障がいのある人が困っているときに、その状況に応じた工夫をして社会的障壁を取り除くことです。ただし、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うこととされています。

<たとえば…>

- ・ 窓口で、障がいの特性に応じた対応をする（筆談、読み上げなど）。
- ・ 乗り物に乗車する際の車椅子への手助け。
- ・ 車椅子を利用している人の手が届かない陳列棚の商品などを代わりにとって手渡すなど。

7. 大館市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

大館市では、障がいのある人もない人も、互いを尊重し支え合い、誰もが住みやすい「健康福祉都市」を目指す取り組みの一つとして、手話を言語として認め、障がいのある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例を平成31年4月に施行しました。

基本理念（条例の基本となる考え方）

- 障がいのある人もない人もお互いを理解して認めあうこと。
- 障がいの特性に応じた方法でコミュニケーションをとることを大切にする。
- 手話は、言葉として長い間使われてきたことを理解し、手話を広めること。



©大館市

【市民の役割】

市が実施する施策に協力するよう努める

【事業所の役割】

市が実施する施策への協力や障がいがある人が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境整備に努める

役割と責務

【市の責務】

基本理念に基づき必要な施策を総合的かつ計画的に実施する

【今後の主な取り組み】

- 障がい者サポーター養成講座の開催
- プチ点字教室の開催
- 障がいを理解するためのガイドブックの作成（改訂版）
- 広報や議会だよりの音訳や点字による提供
- 手話通訳員や要約筆記者の派遣
- 手話奉仕員養成講座や音訳教室の開催 など



©大館市

条文は大館市ホームページ〈心身障害者の福祉〉に掲載しています。

8. 相 談 先

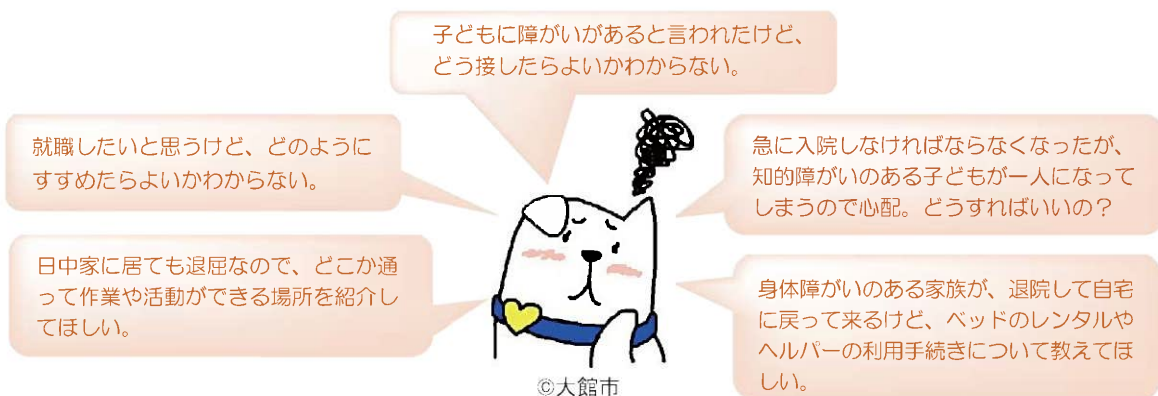
大館市基幹相談支援センター (大館市委託事業)

・大館市基幹相談支援センターとは？

障がいを理由とする不当な差別の相談・障がい者虐待に関する相談・成年後見制度に関する相談など、障がいに関する相談を受け付けます。お困りのこと、何をどこに相談したらいいかわからないときは、まず当センターにご相談ください。専門の相談員が、相談者（ご本人・ご家族・関係者など）のお話をお聞きし、どのような援助が必要かを一緒に考えていく機関です。

障がいとは…

- ◎身体障がい ◎知的障がい
 - ◎精神障がい ◎発達障がい
 - ◎高次脳機能障がい ◎難病
 - ◎他、心身の障がいや社会的障壁により生活に援助が必要なかた。
- ※障害者手帳の有無は問いません。



大館市基幹相談支援センター

総合相談・専門相談

- ・ワンストップ相談窓口（障がい種別・手帳不問）
- ・支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言

権利擁護・虐待防止

- ・虐待防止センター業務（市委託）
- ・成年後見制度利用促進、普及啓発

相談支援事業者への支援

- ・地域の相談支援専門員の人材育成（研修会・事例検討会の開催等）

地域生活支援・地域のネットワーク作り

- ・長期入院、入所している人の地域移行に向けた普及啓発
- ・支援機関等とのネットワーク作り、連携強化

大館市障害者自立・差別解消支援協議会の運営

大館市基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、関係機関（行政・福祉・医療・教育・法律など）と連携しながら、障がいのある人が住み慣れた地域で、その人らしくいきいきと生活を送れるよう取り組んでいきます。

・大館市障害者自立・差別解消支援協議会とは？

◎協議会の役割

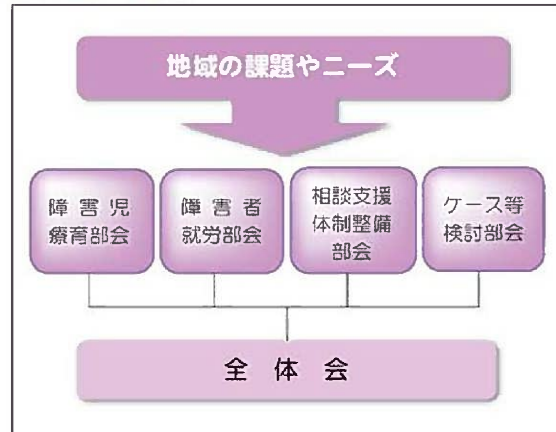
誰もが住みやすいまちづくりに向けて、障がいのある人のよりよい生活について考えることが大きな役割です。

障がいのある人は日常生活において多くの困り事や課題に直面しています。それらの課題について、対応策・解決策をさまざまな関係機関と連携し知恵と力を合わせて協議しています。また、当事者や関係者だけでなく、障がいのある人の困り事を大館市全体の問題として、市民一人ひとりが関心をもち、障がいに対する理解が進んでいくことを目標にしています。

◎運営

協議会の設置主体は大館市です。行政や各専門機関をはじめ、教育機関、当事者団体、福祉サービス事業所等で構成されています。

◎組織・活動



どこに相談したらいいかわからないときは、まずは当センターにご相談ください。相談員が必要と思われる関係機関と連携して一緒に取り組んでいきます。

大館市基幹相談支援センター 利用案内

営業日 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く）

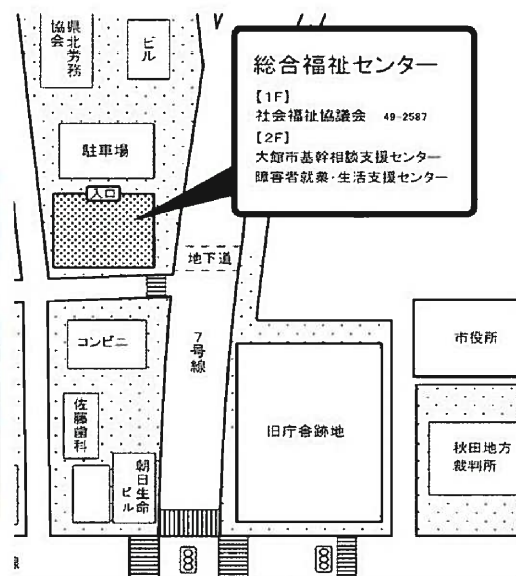
営業時間 8：30～17：30（緊急の場合は24時間連絡可能です。）

住所 〒017-0897 大館市字三ノ丸103番地（総合福祉センター2階）

連絡先 TEL 0186-59-7255 FAX 0186-59-7256

費用 無料

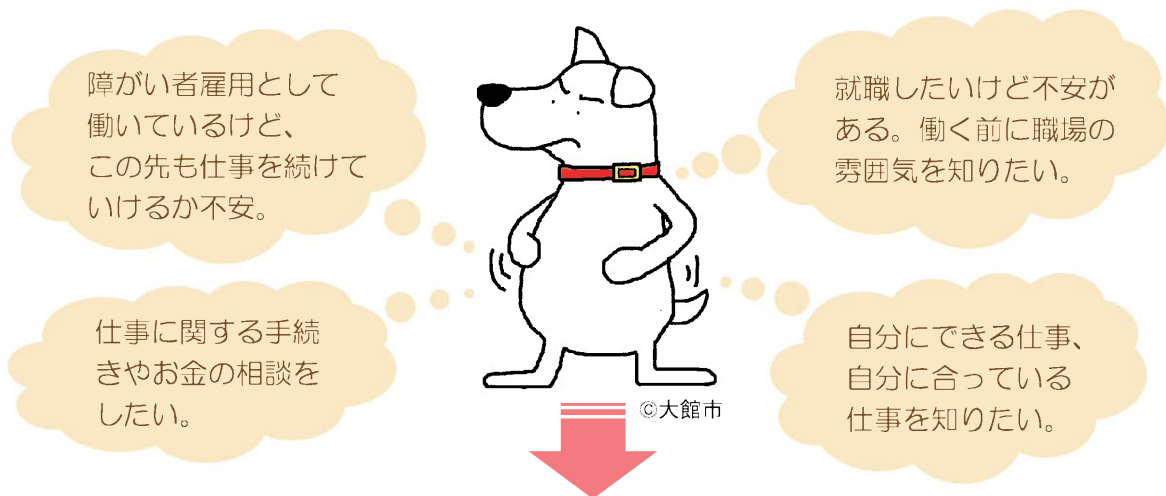
※相談は来所による相談のほか、電話などでの相談、ご自宅を訪問しての相談への対応も可能です。お気軽にご利用ください。



秋田県北障害者就業・生活支援センター (厚生労働省委託事業)

・障害者就業・生活支援センターとは？

障がいのある人が、身近な地域で安心して職業生活を送れるよう、ハローワークや障害者職業センターなどの関係機関と協力して、就業及び生活上のサポートを総合的に行う機関です。



- 就職までの道のりを一緒に考えます。
- あなたの思いを周りに理解してもらえようお手伝いします。
- 「就職したい」「働きたい」の応援団を増やします。

【企業の皆さまへ】

- 障がいの特性に合った仕事の内容、指導方法を企業のかたと一緒に考えます。
- 障がい者雇用に関するサポートや助成金制度の専門機関をご紹介します。
- 障がいのある人が働き続けるため、関係機関と連携し支援を行います。

秋田県北障害者就業・生活支援センター 利用案内

営業日 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く）

営業時間 8：30～17：30

住 所 〒017-0845 大館市泉町9番1 9号（泉町地域ふくしセンター1 階）

連絡先 TEL 0186（57）8225 FAX 0186（57）8226

費 用 無料

対 象 者 大館市、鹿角市、小坂町にお住まいの人
原則、障害者手帳をお持ちの人

大館公共職業安定所（ハローワーク大館）

…… 障がいのある人を雇用する場合に活用できる支援制度について ……

① 障害者トライアル雇用制度

障がい者雇用の経験の少ない事業主は、障がい者雇用に取り組む意欲があっても実際の雇い入れを考えたとき、不安なことが多いと思います。

『障害者トライアル雇用制度』は、ハローワークからの紹介により原則3ヶ月間障がい者を短期間雇用し、自分にできる仕事かどうか/働く力がどのくらいあるのかを見極め、採用前・雇用前の障がい者及び事業主の不安を解消するきっかけをつくり、常用雇用への移行を目的とした制度です。事業主には一定の要件を満たした場合、奨励金が支給されます。事業主の皆さま、『障害者トライアル雇用制度』の積極的な活用をお願いします。



② 特定就職困難者雇用開発助成金

ハローワークからの紹介により、身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する制度です。

..... ジョブコーチによる支援制度について

障がいのある人が円滑に職場に適應することができるよう、ジョブコーチが職場に出向き、さまざまな支援を行う制度があります。

支援機関や支援制度は課題に応じて個別に設定しますが、標準的な支援機関は3ヶ月程度です。

地域障害者職業センターに所属するジョブコーチ（配置型ジョブコーチ）と社会福祉法人などに所属するジョブコーチ（第1号職場適應援助者）が各地域に配置されており、必要に応じて両者が連携して支援を行います。

..... 精神障害者雇用トータルサポーターについて

ハローワーク大館では、精神障がい等により仕事や生活、健康についての悩みなど困り事を抱えている人へ専門家が相談を行っています。相談内容によっては専門機関への紹介や取り次ぎを行います。原則、予約制となっております。



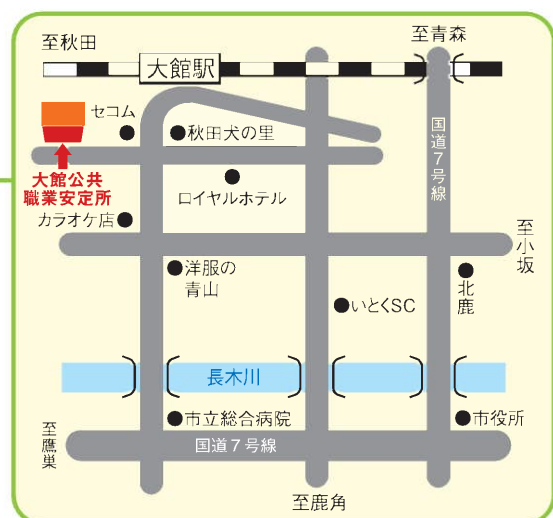
制度の詳細については

ハローワーク大館までお尋ねください。



大館公共職業安定所 (ハローワーク大館) 利用案内

- 営業日** 月曜日～金曜日
(土・日・祝日、年末年始を除く)
- 営業時間** 8:30～17:15
- 住所** 〒017-0046
大館市清水一丁目5番20号
- 連絡先** TEL 0186 (42) 2531
FAX 0186 (49) 4007
- 費用** 無料



利用できる障害福祉サービスと事業所一覧（大館市内）

令和5年12月現在

【居宅介護】 入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行う。

ケアセンターこころ	字観音堂539-1 カノンⅡ 1F	43-6545
株式会社 虹の街 大館営業所	清水三丁目1-2	44-5661
大館市社会福祉事業団ホームヘルプステーション	十二所字大水口4-5	47-7218
長慶荘ヘルプステーション	岩瀬字上岩瀬塚の岱16	54-6911
神山荘ヘルプステーション	花岡町字神山6-2	46-2210
すずらん訪問介護サービス	豊町9-33 秋田測機ビル2F	43-5502
介護サービスセンターひない 訪問介護	比内町新館字館下79-1	55-0730
ニチイケアセンター桂城	水門前5-2	44-5531
ニチイケアセンター大館	釈迦内字中台25-9	45-2251
ニチイケアセンター大館中央	桂城1 秋田大館ビル4階	45-2251
大館市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	池内字大出135	42-8101

【重度訪問介護】 重度の肢体不自由、または知的・精神障がいがある人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う。

ケアセンターこころ	字観音堂539-1 カノンⅡ 1F	43-6545
株式会社 虹の街 大館営業所	清水三丁目1-2	44-5661
大館市社会福祉事業団ホームヘルプステーション	十二所字大水口4-5	47-7218
長慶荘ヘルプステーション	岩瀬字上岩瀬塚の岱16	54-6911
神山荘ヘルプステーション	花岡町字神山6-2	46-2210
すずらん訪問介護サービス	豊町9-33 秋田測機ビル2F	43-5502
ニチイケアセンター桂城	水門前5-2	44-5531
ニチイケアセンター大館	釈迦内字中台25-9	45-2251
ニチイケアセンター大館中央	桂城1 秋田大館ビル4階	45-2251
大館市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	池内字大出135	42-8101

【同行援護】 重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

ケアセンターこころ	観音堂539-1 カノンⅡ 1F	43-6545
大館市社会福祉事業団ホームヘルプステーション	十二所字大水口4-5	47-7218
大館市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	池内字大出135	42-8101

【生活介護】 主に、日中に障がい者支援施設などで行われる介護サービスや、創作的活動の機会の提供などを行う。

大館市デイサービスセンターかつら指定通所介護事業所	三ノ丸103-4	42-8101
大館市デイサービスセンター大滝指定通所介護事業所	十二所字大水口4-5	47-7201
デイサービスセンターかみやま	花岡町字神山6-2	46-2127
デイサービスセンター大館南	下川原字向野17-4	44-5988
デイサービスセンターたしろ	岩瀬字羽貫谷地中島21-90	54-2900
水交苑デイサービスセンターのぎく	下代野字中道南36-9	48-6600
扇寿苑デイサービスセンター	比内町扇田字中山川原56-7	45-4167
比内町福祉センターデイサービス	比内町新館字館下79-1	55-2020
ケアセンター一心堂	東台二丁目1-75-2	49-3433
介護サービスセンター山王台 デイサービス	池内字上野234-1	42-1220
COCOいきいき会館	釈迦内字山道上76-83	59-6137
ばすてる	大館市泉町5番5号	59-4580
多機能型事業所 ケアワークおおだて	清水一丁目1-20	59-4080
共生センターとっと工房 前田野事業所	比内町扇田字伊勢堂岱129-1	55-2405
道目木更生園	道目木字陣場岱38	52-2261
軽井沢福祉園	軽井沢字鳶ヶ長根1-32	52-3353
矢立育成園	白沢字白沢851	46-3161

【短期入所】 介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

特定非営利活動法人共生センターとっと工房 たのしいわが家	比内町扇田字伊勢堂岱129-1	57-8708
短期入所事業所 地域生活支援拠点おおだて	清水1丁目1-20号	59-6266
短期入所事業所 きゃんばす	大館市泉町5番5号	59-4580
ショートステイグループホーム矢立育成園	白沢字白沢851	46-3161
ショートステイグループホーム軽井沢福祉園	軽井沢字鳶ヶ長根1-32	52-3353
ショートステイ道目木更生園	道目木字陣場岱38	52-2261
ショートステイ軽井沢福祉園	軽井沢字鳶ヶ長根1-32	52-3353
ショートステイ矢立育成園	白沢字白沢851	46-3161
精神障害者社会復帰施設 生活訓練施設 友生	片山町三丁目11-12	43-6464

【施設入所支援】 障がいのある人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

道目木更生園	道目木字陣場岱38	52-2261
軽井沢福祉園	軽井沢字鳶ヶ長根1-32	52-3353
矢立育成園	白沢字白沢851	46-3161

【共同生活援助】 共同生活の間（グループホーム）で、日常生活上の援助を行う。

グループホーム軽井沢福祉園	軽井沢字鳶ヶ長根 1-32	52-3353
共生センターとっと工房 たのしいわが家	比内町扇田字伊勢堂岱 129-1	57-8708
共同生活援助事業所 地域生活支援拠点おおだて	清水町一丁目 1-20号	59-6266
短期入所事業所 きゃんぱす	大館市泉町 5番5号	59-4580
グループホーム矢立育成園	白沢字白沢 851	46-3161

【自立訓練(機能訓練)】 地域生活への移行に必要な身体機能の維持・回復・向上させるための訓練や、それらについての相談・支援を一定期間の支援計画に基づいて行う。

大館市デイサービスセンターかつら指定通所介護事業所	三ノ丸 103-4	42-8101
大館市デイサービスセンター大滝指定通所介護事業所	十二所字大水口 4-5	47-7201
デイサービスセンターかみやま	花岡町字神山 6-2	46-2127
水交苑デイサービスセンターのぎく	下代野字中道南 36-9	48-6600
比内町福祉センターデイサービス	比内町新館字館下 79-1	55-2020
デイサービスセンターたしろ	岩瀬字羽貫谷地中島 21-90	54-2900
デイサービスセンター大館南	下川原字向野 17-4	44-5988
ケアセンター一心堂	東台二丁目 1-75-2	49-3433
介護サービスセンター山王台 デイサービス	池内字上野 234-1	42-1220
よりあいたっこもりガーデン	比内町扇田字扇田 423	55-3702
COCOいきいき会館	釈迦内字山道上 76-83	59-6137

【自立訓練(生活訓練)】 地域での日常生活で必要となる食事や家事などの訓練、日常生活上の相談・支援を行う。

多機能型事業所 ケアワークおおだて	清水一丁目 1-20	59-4080
医療法人和成会自立訓練生活訓練事業所 友生	片山町三丁目 11-12	43-6464

【宿泊型自立訓練】 設けられた居住の間において地域での日常生活で必要となる食事や家事などの訓練、日常生活上の相談・支援を行う。

医療法人和成会自立訓練生活訓練事業所 友生	片山町三丁目 11-12	43-6464
-----------------------	--------------	---------

【就労移行支援】 就労を希望する人に対し、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づいて行う。

白沢通園センター	白沢字白沢 407-9	46-3775
----------	-------------	---------

【就労継続支援(A・B型)】 一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行う。

パッソ アパッソ	大館市字大町 50 TKマンション1F	59-6252
----------	---------------------	---------

【就労継続支援(B型)】 就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)し、一般就労に向けた支援を行う。

工房JOYさあくる	片山町三丁目1-56	49-6355
白沢通園センター	白沢字白沢407-9	46-3775
日中活動事業所とむとむ	十二所字後田34	52-2080
チョコおおだて	御坂町5-12	59-8350
就労継続支援B型事業所 ワークサンフラワー	釈迦内字下清水126-1	070-1144-0069
特定非営利活動法人共生センターとっと工房長岡事業所	比内町扇田字長岡70-3	57-8825
比内ヒルズ・ふもとの家	比内町扇田字長岡45	57-8022

【計画相談・地域移行支援・地域定着支援】 地域生活や福祉サービスに関する相談を行う。

おおだて障害者相談支援センター	泉町9-19 泉町地域ふくしセンター1階	57-8212
指定特定相談支援事業所 友生	片山町三丁目11-12	43-6464
ばれっと	大館市泉町5番5号	59-4580
相談支援事業所 プラットホームおおだて	清水一丁目1-20	59-4110

【児童発達支援】 障がいのある未就学児が日常生活における基本動作や知識等を習得し、集団生活に適應できるよう支援する。

大館市児童発達支援センターひまわり	池内字大出82	42-3553
児童発達支援 ふぁみーゆ	代野238-14	99-0107
多機能型事業所 のっぽ	東台一丁目4-29	59-7665

【放課後等デイサービス】 障がいのある就学児童・生徒に対し、学校外で集団生活を行う機会や居場所を提供する。

放課後等デイサービス 一心堂	東台2丁目1-60	44-4575
放課後等デイサービス 一心堂 2号店	東台2丁目10-9	57-8199
放課後等デイサービス 一心堂 3号店	東台2丁目10-9	57-8199
なかよしとっと	比内町扇田字長岡70-3	57-8171
児童デイサービス ふぁみーゆ	代野238-14	99-0107
わんぱく広場	片山町1丁目3-10	59-7510
放課後等デイサービスばすてる	大館市泉町5-5	59-4580
多機能型事業所 のっぽ	東台一丁目4-29	59-7665
放課後等デイサービス くらLabo	向町23	090-7459-1308

【保育所等訪問支援】 保育所や幼稚園等、障がい児が集団生活を営む施設に訪問し、集団生活への適應のための支援を行う。

大館市児童発達支援センターひまわり	池内字大出82	42-3553
児童発達支援 ふぁみーゆ	代野238-14	99-0107

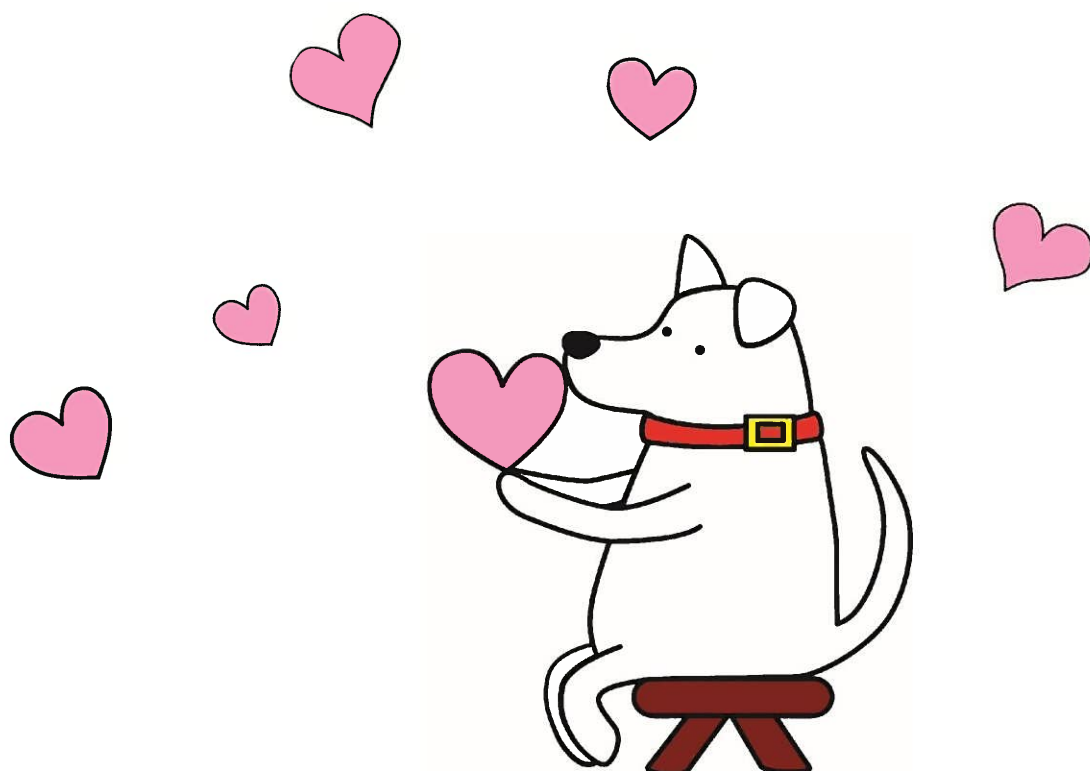
【地域活動支援センター】障がい者に対して、地域での自立を目的とした生活支援(相談・情報提供等)を行う場。

大館市地域活動支援センター	字三ノ丸103番地4	49-0104
大館市障害者生活支援センター(たしろの里)	岩瀬字赤川20	54-2211

【家族会・患者会】障がいがある人や家族同士が、お互いに悩みを分かち合い、共有し、連携することで支え合う会。

大館市手をつなぐ育成会 おもに知的障がいのある人の家族会
大館市身体障害者協会連合会
視覚障害者部会
聴覚障害者部会
車椅子部会
秋田県聴覚障がい児を持つ親の会
特定非営利活動法人ハートランドひまわり
秋北断酒会
大館地区がん患者会友の会「虹の会」
北秋・鹿角地域腎友会

※各団体の連絡先は、福祉課障害福祉係へお問い合わせください。



【参考引用文献リスト】

- 内閣府 障害者に関するマークの一例
<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>
- 厚生労働省 ほじょ犬 もっと知ってBOOK
- 日本点字委員会（日点委） 点字を読んでみよう
<http://www.braille.jp/topics/yonndemiyo.html>
- 東京都福祉保健局 心のバリアフリー つながるやさしさ ハートシティ東京
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tokyoheart/>
- うつ病 こころとからだ
<https://utsu.ne.jp/>
- MSD 製薬 うつ病患者さんに接する方へ
https://www.msd.co.jp/healthcare/depression/depression/treatment/home_5.xhtml
- 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター
<http://hbd.akita-rehacen.jp/pc/>
- 特定非営利活動法人コミュニケーション・アシスト・ネットワーク 高次脳機能障害の人への支援について
<http://www.we-can.or.jp/p/496/>
- 特定非営利活動法人ADDS 自閉症について
<http://www.adds.or.jp/about-autism>
- 厚生労働省 知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス総合サイト
<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/>
- 文部科学省 主な発達障害の定義について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm
- 公益財団法人 明治安田こころの健康財団
<https://www.my-kokoro.jp/communication-board/>
- 秋田県 みんながいっしょに暮らせるまちへ
- 東京都福祉保健局 リーフレット「障害の理解のために」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/smph/shinsho/tosho/hakkou/pamphlet/syougairikai.html>
- 郡山市手話言語条例パンフレット
<http://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/73/panhuretto.pdf>
- 公益財団法人 ソーシャルサービス協会
<http://www.social.or.jp/itcenter/>

【編集協力】

大館市障害者自立・差別解消支援協議会

弘前学院大学社会福祉学部 講師 駒ヶ嶺 裕子

秋田看護福祉大学卒業生

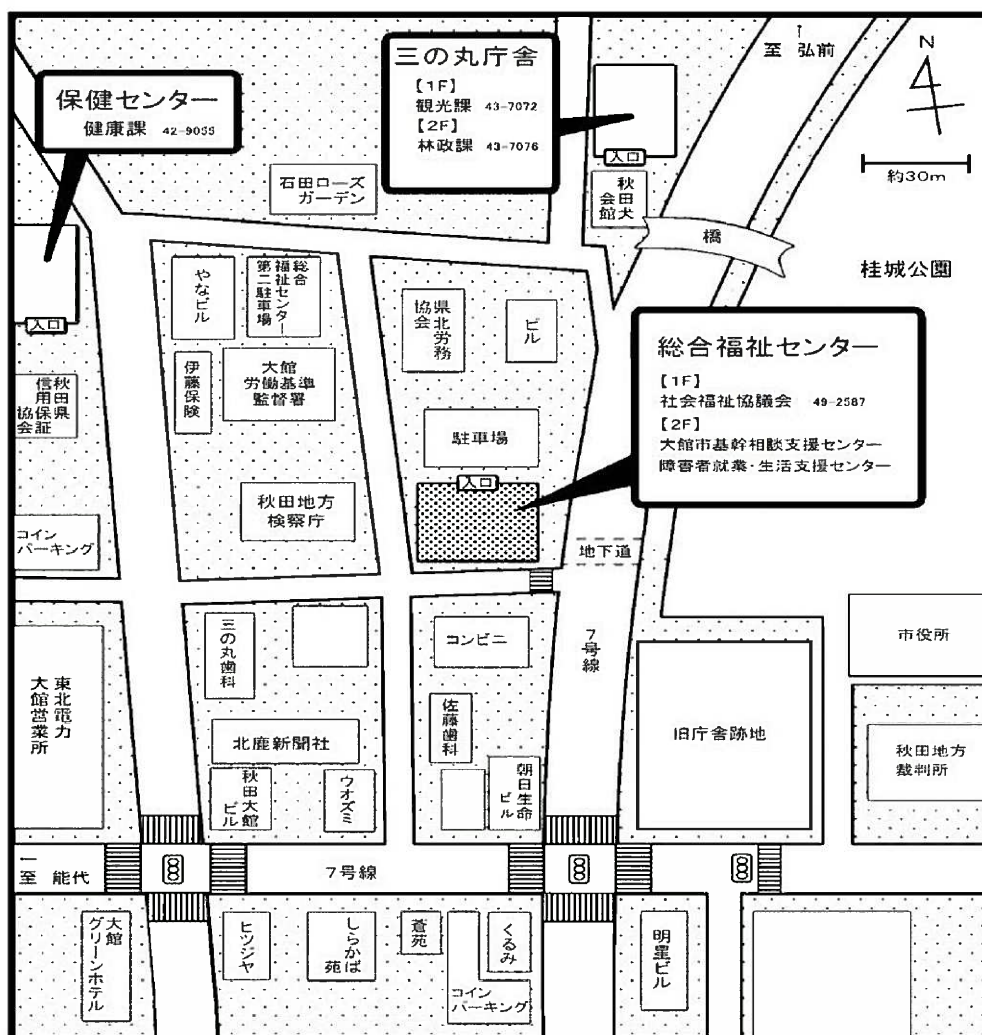
大館市基幹相談支援センター

掲載されている文書・イラスト等の無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください。

大館市福祉事務所 お問い合わせ・ご相談の窓口

障害福祉に関するお問い合わせ先

福祉部福祉課障害福祉係 電話 0186-43-7052
FAX 0186-42-8532





©大館市

編集・発行

大館市福祉部福祉課

〒017-0897 大館市字三ノ丸 103 番地 4

電話 0186-43-7052

FAX 0186-42-8532

平成28年3月発行（令和元年11月改訂版）